

重要事項説明書

訪問看護ステーションセレス

利用者： _____ 様

事業者： 合同会社 plage

訪問看護ステーションセレス 重要事項説明書

1 サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションセレス
介護保険指定事業所番号	
事業所所在地	那覇市安謝 2-1-3 2F
管理者名	城間 信邦
事業所の通常の事業の実施地域	・那覇市 ・浦添市 ・宜野湾市 ・南風原町 ・西原町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>合同会社 plage が設置する訪問看護ステーションセレスにおいて実施する指定訪問看護 事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問 看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。</p>
運営の方針	<p>① 利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。</p> <p>② 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。</p> <p>③ 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>④ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p> <p>⑤ 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行います。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時半

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時半

※緊急時は 24 時間常時連絡が可能な体制となっております。

(5) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
看護職員	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得、訪問看護計画を交付します。 3 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 6 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	看護師 3人以上

2 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 ⑪ 訪問看護報告書の作成

(2) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

事業所は、指定訪問看護の提供の開始に対し、利用者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届ける事等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

医療保険における訪問看護料金表

令和3年4月1日改定

(1) 訪問看護の利用料

(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合となります。

法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。

特別受給者証などお持ちの方は各自治体により自己負担額が変わります。

単位:円

*基本療養費+管理療養費		料金	1割負担	2割負担	3割負担	
1日目: 5550+7440		12990	1299	2598	3897	
2日目: 5550+3000		8550	855	1710	2565	
*加算						
・24時間対応体制加算 1月につき		6400	640	1280	1920	
・特別管理加算 状態に応じて 1月につき		2500 5000	250 500	500 1000	750 1500	
・退院時共同指導加算		8000	800	1600	2400	
・特別管理指導加算 (退院時)		2000	200	400	600	
・退院支援指導加算 (退院日)		6000	600	1200	1800	
・乳幼児/幼児加算		1500	150	300	450	
・1週間のうち、4回目からの訪問		1000	100	200	300	
・夜間早期 訪問看護加算	18:00~22:00	2100	210	420	630	
	06:00~08:00	2100	210	420	630	
・深夜訪問看護加算		4200	420	840	1260	
・長時間訪問看護加算		90分以上	5200	520	1040	1560
・難病等複数回 訪問加算	2回	4500	450	900	1350	
	3回以上	8000	800	1600	2400	
・複数名訪問看護加算 看護師等	看護師等	4500	450	900	1350	
	准看護師	3800	380	760	1140	
・複数名訪問看護加算 看護補助者	1日1回	3000	300	600	900	
	1日2回	6000	600	1200	1800	
	1日3回	10000	1000	2000	3000	
・在宅患者連携指導加算		3000	300	600	900	
・看護・介護職員連携強化加算		2500	250	500	750	
・緊急訪問看護加算 (診療所指示)		2650	265	530	795	

保険対応

	・在宅患者緊急等ケア加算	2000	200	400	600
保険対応	* そのほか	料金	1割負担	2割負担	3割負担
	・訪問看護情報提供費 市町村学校保険医療機関	1500	150	300	450
	・訪問看護ターミナル療養費	25000	2500	5000	7500
	・訪問看護基本療養費（Ⅲ）外泊中の訪問	8500	850	1700	2550
自費	・保険外（自費）訪問	4000			
	・時間外加算料金 30分単位加算	4000			
	・時間外加算料金 30%加算 （18：00～8：00までの訪問看護・在宅看護などの各種サービスに適用）	5200			
	・交通費（訪問1回につき）1km当たり 事業所から自動車利用の場合、通常の事業実施地域を超えた地点より		1km当たり 50		
	・死後の処置料		11000		
概算	週1回（月4回訪問の場合）＋緊急＋特別管理Ⅰ	50040	5004	10008	15012
	週2回（月8回訪問の場合）＋緊急＋特別管理	87240	8724	17448	26172
	週3回（月12回訪問の場合）＋緊急＋特別管理	118440	11844	23688	35532
	※上記金額は目安です。ご利用者様の状態により、別途加算が生じる場合がございます。				

（注）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日17時までの連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	当該当基本料金の 10%の額
連絡がなかった場合	当該当基本料金の 100%の額

（3）その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払いが発生しますのでご了承ください。（利用者負担300円、600円または900円）
- ③ 基本利用料は、30分までのご利用を基本とし、基本料を申し受けます。

- ④ 看護に必要な機材（吸引装置・酸素など）、消耗品（オムツ、タオル、手袋など）については、全てお客様にご準備いただきます。外出付添いやご旅行付き添いなど、同行するため必要な交通費・宿泊費・施設入場料等各種経費は全てお客様にご負担していただきます。

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		20分未満				30分未満			
		利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
昼間	看護師	3,261円	327円	653円	979円	4,700円	470円	940円	1,410円
	准看護師	2,810円	281円	562円	843円	4,230円	423円	846円	1,269円
早朝 夜間	看護師	3,900円	390円	780円	1,170円	5,880円	588円	1,176円	1,764円
	准看護師	3,510円	351円	702円	1,053円	5,290円	529円	1,058円	1,587円
深夜	看護師	4,680円	468円	936円	1,404円	7,050円	705円	1,410円	2,115円
	准看護師	4,220円	422円	844円	1,266円	6,350円	635円	1,270円	1,905円
サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		30分以上1時間未満				1時間以上1時間30分未満			
		利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
昼間	看護師	8,210円	820円	1,640円	2,460円	11,250円	1,125円	2,250円	3,375円
	准看護師	7,390円	739円	1,478円	2,217円	10,100円	1,010円	2,020円	3,030円
早朝 夜間	看護師	10,260円	1,026円	2,052円	3,078円	14,060円	1,406円	2,812円	4,118円
	准看護師	9,240円	924円	1,848円	2,772円	12,630円	1,263円	2,526円	3,789円
深夜	看護師	12,320円	1,232円	2,464円	3,696円	16,830円	1,683円	3,366円	5,049円
	准看護師	11,090円	1,109円	2,218円	3,327円	15,150円	1,515円	3,030円	4,545円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25%、

深夜の場合は50%に相当する単位が加算されます。

サービスの加算料金

加算	利用料	利用者負担		算定回数等
		1割負担	2割負担	
初回加算	3,000円	300円	600円	初回のみ
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	
緊急時訪問看護加算	5,740円	574円	1,148円	1月に1回
ターミナルケア加算	20,000円	2,000円	4,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（死亡月に1回）
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	2,540円	254円	508円	30分未満（1回につき）

※2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	4,020円	402円	804円	30分以上(1回につき)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	2,010円	201円	402円	30分未満(1回につき)
※看護師等と看護補助者同時に訪問看護を行う場合	3,170円	317円	634円	30分以上(1回につき)
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	1回あたり
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1回あたり
看護介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	1月に1回

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→次ページのかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合に加算します。

厚生労働大臣が定める状態

- ① 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ② 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費に加算します。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中の者が退院するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

(4) その他の費用（キャンセル料）について

サービスの提供を受ける前日午後5時までにキャンセルの連絡がない場合は、キャンセル料として1提供あたりの利用料全額を請求させていただきます。

ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

3 利用料の請求及び支払い方法について

利用料、その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてに請求書を送付します。
支払い方法	請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ① 事業者指定口座への振り込み ② 利用者指定口座からの自動振替 ③ 現金支払い お支払いの確認をされましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

- ※ 利用料について、法定代理受領を行わない場合は、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対する虐待防止をするための研修を実施しています。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

5 身体拘束の廃止について

事業所は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。利用者の行動を制限する場合は、利用者及びご家族へ対して説明と同意を得るとともに、その態様及び期間その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由及び経過ついて記録します。

6 高齢者への不適切な対応防止、利用者様等の人権擁護・虐待等ハラスメントの防止

(1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 従業者が支援にあつたでの悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。(・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7 事業所は、看護職員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年4回以上

研修内容

(1) 身体拘束

(2) 高齢者虐待

(3) 認知症

(4) 感染症

(5) その他必要に応じて勉強会実施する

8 提供拒否の禁止

事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

9 サービス提供困難時の対応

事業者は利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治医の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

② 事業者及従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

- ③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ④ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ⑤ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

1.1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1.2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.3 その他運営に関する留意事項

(1) 看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑦

(2) サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受け、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存します。
- ③ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

14 衛生管理

- ① 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、また指定訪問看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める
- ② 看護師等が感染源となることを予防し看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋など感染を予防するための備品を備える。

15 利益供与の禁止

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口は下記のとおりです。

17 記録の整備

第15条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

- (1) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (2) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 主治医による指示の文書

苦情申立の窓口

訪問看護ステーションセレス 担当：城間 信邦	電話番号 098-917-2364 受付日 月曜日から土曜日まで	受付時間 8:30~17:30
那覇市 ちゃーがんじゅう課	所在地 那覇市泉崎1-1-1 電話番号 098-862-9010	受付時間 8:30~17:15
浦添市 介護保険課	所在地 浦添市安波茶1-1-1 電話番号 098-876-1234	受付時間 8:30~17:15
宜野湾市 介護長寿課	所在地 宜野湾市野嵩1-1-1 電話番号 098-893-4403	受付時間 8:30~17:15
沖縄県介護保険広域連合 業務課給付係	所在地 読谷村字比謝碓55 2階 電話番号 098-911-7501	受付時間 9:00~17:00
沖縄県国民健康保険 団体連合会	所在地 那覇市西3-14-18 電話番号 098-860-9026	受付時間 9:00~17:00

令和 年 月 日

当事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、利用者及びその利用者の家族等に対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し、同意を得、本説明書を利用者に対し交付しました。

事業者	所在地	那覇市安謝 2-1-3 2F
	法人名	合同会社 palge
	代表者名	代表社員 宮城 拓人
	事業所名	訪問看護ステーション セレス
	説明者氏名	城間 信邦

利用者	住所	
	氏名	

家族等	住所	
	氏名	
	電話番号	
	続柄	